豊島区
教育委員会

こどもを性被害から守るために

地域の
皆様

◆ こども性暴力防止法が施行されます

昨今の教育職員等によるこどもに対する性犯罪発生状況を受け、令和6年6月に「こども性暴力防止法」が成立し、令和8年12月25日に施行されます。豊島区教育委員会でも、こどもを性被害から守るため、法に基づいた措置を講じてまいります。

詳細はこちら
（こども家庭庁HP）

起こさせません、見逃しません

- 面談・アンケート
- 従事者への研修
- 校内点検
- 相談窓口の設置

等を実施しています。



職員の性犯罪前科を確認します

性犯罪前科がある職員は、
性暴力のおそれを踏まえ、
こどもと接する業務に
従事させません。



（＊）法施行（令和8年12月25日）後順次
（個別の確認結果は　法律上お伝えできません。）

＜「性暴力」の例＞
不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童ポルノ撮影・所持、盗撮　等
※犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」等も含まれます。

性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

- こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
- 私的な端末で、こどもの写真を業務外の目的で撮影する
- こどもと二人きりで私的に会う
- 不必要な身体接触（長時間抱きしめる、不必要なマッサージ・おんぶ・介助等）を行う
- 不必要に、更衣室や児童生徒等が更衣中の教室等に入る
- 特定のこどもばかり理由なく担当しようとする

◆ 性暴力等対策指針を推進します

昨年、策定した「豊島区教育委員会児童等に対する性暴力等対策指針」を引き続き推進してまいります。
教育委員会その他行政機関、学校、警察、保護者、地域の皆様とともに、性暴力等を発生させない風土の醸成を図ってまいります。

詳細はこちら
（豊島区HP）

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。



このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。

【担当】豊島区教育委員会事務局庶務課庶務グループ　電話（直通）03-3981-1141